

1 保険料の払込方法

▶ 1 保険料の払込方法

- 保険料は、勤務先がご契約者に支払う賃金から控除し、「財形貯蓄取扱依頼書」または「覚書」に基づいて勤務先(勤務先が財形事務を事務代行団体に委託しているときは、事務代行団体)が当社の支店または郵便局もしくは集金人に払い込むことになっています。

▶ 2 払込保険料額などの通知

- 「毎年2回」(勤務先が指定した時期です。)、すでに払い込んだ保険料の合計額、将来の保険金または年金の支払いのために積み立てられた金額および契約者配当金の額を記載した「【財形保険料】累計額等のお知らせ」を勤務先を通じて交付します。

▶ 3 払込代行契約による払い込みの特則

- 「財形積立貯蓄保険」において、ご契約者が「転職、出向または転任したときで、転職先などの事業主が財形貯蓄契約の取り扱いを行っていない場合」は、転職、出向または転任をした日から「2年間」に限り、事務代行団体との間で財形法に規定する払込代行契約を締結し、その締結の日から「1年間」に限り、事務代行団体を経由して保険料を払い込むことにより契約を継続することができます。
- ただし、失効した財形積立貯蓄保険の契約については、この限りではありません。

2 保険料の払い込みと契約の失効

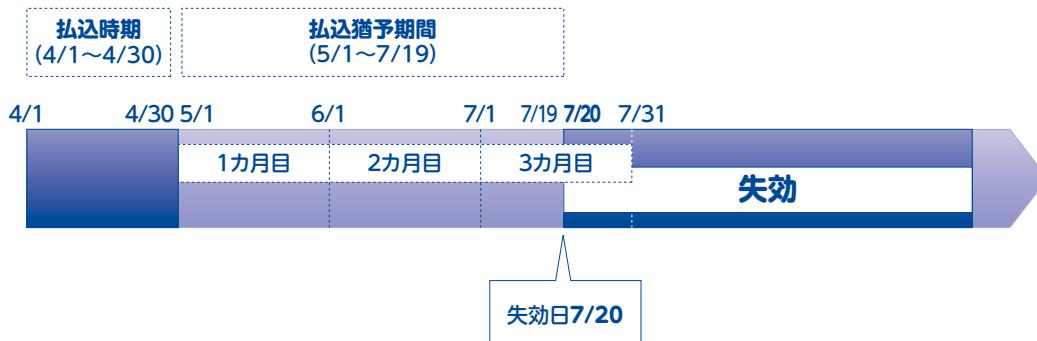
保険料の払い込みが遅れると、契約は効力を失います。

●保険料は毎月末までに払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、次の例のような「**払込猶予期間**」が設けられています。

●「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約は効力を失い（「失効」といいます。）、保険金や年金の受け取りができなくなります。



●保険料の**払込猶予期間の例**（20日が契約日のとき）



ご注意

●財形商品には、契約の復活の取り扱いはありません。

約款参照

財形積立約款・財形住宅約款「第8・9条」、財形終身年金約款「第11・12条」

3 保険料の払い込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「保険料額の減額変更」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

①しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(13ページ)、財形積立約款「第22条」、財形住宅約款「第24条」、財形終身年金約款「第22条」

②約款参照

財形積立約款「第23条」、財形住宅約款「第25条」

③約款参照

財形積立約款「第24条」、財形住宅約款「第26条」、財形終身年金約款「第23条」



▶ 保険料の払い込みを中断して契約を継続したいとき

●保険料の払い込みの中止(保険料払済契約への変更)③

保険料の払い込みを中断し、それまで払い込んだ保険料に見合う額に、保険金額または年金額を減額する方法です。

退職、育児休業、海外転勤などにより保険料の払い込みができなくなる場合であっても、その事由が発生する前に上記の保険料払済契約への変更の手続きを行うことにより契約を継続することができます。



ご注意

- 上記の保険料払済契約への変更後2年を経過する前に保険料の払い込みを再開する手続き(保険料払済契約の復旧)④がないときは、一定の場合を除き、その契約の解約があつたものとみなします。

④約款参照

財形積立約款「第25・29条」、財形住宅約款「第28・32条」、財形終身年金約款「第25・29条」